



TEL 0721-24-8764
8:30~12:00 13:00~17:30

当事務所では、年間を通して様々なお知らせをしています。今年の第1号では今後施行される法改正の中で皆様の業務に影響を与えることになりそうなるものをいくつか取り上げました。

◇デジタルでの給与支払

給与デジタル払いとは、現金払いや銀行振込ではなく、資金移動業者のアカウントに給与を振込む仕組みの事です。資金移動業者とは、銀行以外で送金ができる登録事業者のことで、身近なところでいうとPayPayやクレジットカード会社、携帯電話会社が運営する電子決済会社などです。現在、国内で約80の業者が登録されています。4月1日から給与振込の為の登録事業者申請が新たに始まり、給与振込の争奪が予想されます。調査によるとキャッシュレス払い利用者の1/4の人がデジタルでの給与支払いを希望しているそうです。今後は若者を中心に移行していくと思われます。ただし導入するにあたってはいくつかの条件があります。

- ・従業員の同意
- ・口座の残高上限設定
- ・資金移動業者の選定

◇建設業の36協定

これまで、建設業については、36協定で定める時間外労働の上限の基準は、適用除外とされてきましたが、令和6年4月1日以降、時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなります。また、臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合（特別条項）でも、以下の上限を超える時間外労働・休日労働はできなくなります。

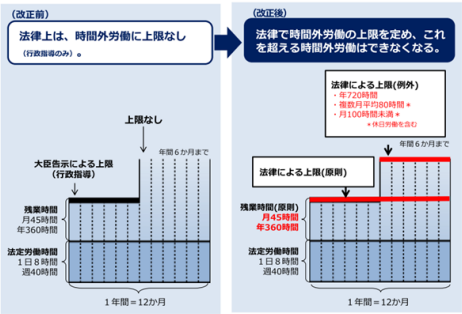
◇60時間以上の残業割増率

本年4月から中小企業においても、法定休日労働を除く月60時間を超える割増賃金率が25%から50%に変更されます。4月1日労働分から適用となりますのでご注意ください。

(2023年4月1日から)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業、中小企業ともに50%
※中小企業の割増賃金率を引き上げ

	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%



・時間外労働が年720時間以内・時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
・時間外労働と休日労働の合計について、「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」が全て1か月当たり80時間以内
・時間外労働が月45時間を超えることができるのは、年6か月までは違反した場合に、罰則は30万円以下の懲役または30万円以下の罰金」が科されるおそれがあります。

◇運送業2024年問題

働き方改革関連法によって2024年4月1日から自動車運送業務の年間時間外労働の上限が960時間に制限されます。これまで運送業界は長時間労働の慢性化により、なり手不足や既存労働者の高齢化が進んでいました。追い打ちをかけるようにコロナ禍でのインターネット市場の急成長により宅配便の取り扱い個数が激増した為、働き手不足に拍車がかかりました。こういったドライバーという狙いからの法施行となりました。

ただこの改正によって労働時間が短縮されるため「会社の売上・利益減少」「トラックドライバーの収入減少・離職」「荷主側における運賃上昇」など事業者側が解消しなければならぬ問題がさらに増えることとなります。

雑感

大学時代のアルバイトで出会った15年以上の付き合いの友人たちと3年ぶりに集まる機会がありました。今では住む場所も仕事も全く違う環境にありますが、近況報告をしあい、昔の思い出話で盛り上がり、楽しい時間を過ごしました。

久しぶりに顔を見ると一瞬で当時にタイムスリップしたかのような何も変わらない空気感に本当にリフレッシュできたと思える日でした。変わったのは、食事後の支払いの際、取り出すのはお財布ではなくスマホ。ペイペイでお金を送りあうというスマート？なお会計だけでした！ (三木)

◇経営事項審査の加

建設機械の保有状況についての加点は今までもありましたが、今回の改正では、自社所有で土砂運搬可能なダンプがすべて対象となります。

法令根拠	機種
道路運送車両法	ダンプ(土砂の運搬が可能な全てのダンプ) 「ダンプ」「ダンプフルトレーラ」 「ダンプセミトレーラ」
安衛法施行令	締め用機械 解体用機械 高所作業車(作業床の高さ2m以上)